

## 生活支援サービス業務委託契約書

委託者 株式会社Marvelix(以下、「甲」という)と受託者 株式会社ライフ(以下、「乙」という)は、次のとおり業務委託契約(以下、「本契約」という)を締結する。

### (業務委託の内容)

第1条 甲は乙に対して、「さくらの郷中野山王(東京都八王子市中野山王 2-20-11)」の入居者に対して以下で定める業務(以下、「委託業務」という)を委託するものとし、乙はこれを受託する。

#### 委託内容:①生活支援サービスの「状況把握」業務

食事や外出等の機械を利用して、毎日少なくとも1回の入居者様の状況把握や声掛けを行う。午前9:00～午後18:00(毎日)

#### ②生活支援サービスの「生活相談」業務

日常生活における心配事や悩み事などの相談対応。必要に応じて適切なサービスに取り次ぎを行う。

#### ③生活支援サービスの「緊急時対応」業務

居室・共同利用施設に設置の緊急コールの対応や突発的な事故・体調の急変などに駆けつけ対応を行う。必要に応じて緊急手配や関係者への連絡を行う。(常時)

#### ④その他

前各号に付随するすべての業務

### (業務の実施)

第2条 乙は業務の受託にあたり、別紙「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」に準じて事項を遵守しなければならない。

2. 甲および乙は、委託業務の遂行にあたって甲乙双方の業務調整が必要であることを認識し、互いの役割に応じ、相手方の作業の実施に対して誠意をもって協力する。
3. 甲は、委託業務の遂行に際し必要があるときは、乙に対し、本件業務の記録簿などについて閲覧を求めることができる。
4. 乙は、委託業務の遂行に際し、善良な管理者の注意をもってこれを行うものとし、甲の信頼を傷つける行為または害を与える行為を行ってはならない。
5. 乙は、甲より無償貸与または支給された物品によって委託業務をなす場合は、善良な管理者の注意をもってこれを使用し、業務が終了した場合には速やかに甲に返還しなければならない。

(対価)

第3条 乙は甲が入居者様と個々に結んだ「生活支援サービス契約書」に基づくサービス料金を業務委託の対価とし入居者様より毎月直接受け取るものとする。甲はその請求・集金業務に協力するものとする。

(費用負担)

第4条 委託業務を行う上で発生する諸費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙の事務所経費、通信費、人件費、接待交際費等の経費全般のうち甲乙協議のうえ事前に定める経費は、前条の対価に含まれるものとし、乙の負担とする。

(再委託)

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することができないものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第6条 甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なく、本契約契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡しもしくは引き受けさせ、または担保に供してはならない。

(不可抗力免責)

第7条 天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故その他乙の責に帰し得ない事由による委託業務の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能ないし不完全履行を生じた場合には、乙はその責に任じない。

(知的財産権)

第8条 甲および乙は、委託業務遂行の過程で発生した発明、考案等に生じた工業所有権を受ける権利およびこれらに関する著作権その他の知的財産権については、かかる発明、考案等が甲または乙いずれか単独で行われた場合には、当該知的財産権はそれを行った当事者に帰属し、共同で行った場合には、甲乙の共有として帰属する。

(秘密保持)

第9条 甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、本契約の契約期間中はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。

1. 甲および乙は、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示を行うものと

する。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。

- ① 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受理した当事者の責によらず公知となったもの
- ② 甲または乙が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの
- ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- ④ 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

#### (契約解除)

第10条 甲および乙は、相手方が本契約の条項に違反したとき、相当期間を定めて催告したにもかかわらずこれが是正されなかった場合には、本契約を解除することができる。

1. 甲および乙は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
  - ① 甲乙間の信頼関係を損なうような重大な過失または背信行為があったとき
  - ② 支払いの停止または破産、民事再生手続き開始、会社更正手続き開始、会社整理もしくは特別清算開始の申立があったとき
  - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ④ 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
  - ⑤ その他財産状態が悪化し又は、そのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

#### (損害賠償)

第11条 乙は、本契約についての契約違反又は自己の責に帰すべき事由により甲又は入居者に損害を与えときは、当該損害を賠償するものとする。

1. 乙の従業員、使用人等が本件業務の遂行中、事故もしくは疾病に陥った場合、又は死亡した場合には、乙が一切責任をもって処理解決する。

#### (契約期間)

第12条 本契約の契約期間は、本契約締結日から1年間とする。

本契約は、前項の契約満了3ヶ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了する旨の書面による意思表示のない場合には自動的に同一条件においてさらに1年間更新されるものとし、以後についても同様とする。

#### (協議事項)

第13条 甲および乙は、本契約に定めのない事項や本契約の条項に疑義が生じた場合には、その都度双方協議のうえ誠意をもってこれを解決する。

#### (合意管轄裁判所)

第14条 甲および乙は、前条による協議にもかかわらず、甲乙間で解決に至らなかった紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

平成27年5月1日

甲 東京都台東区東上野3-37-13 3F  
株式会社 Marvelix  
代表取締役 柳沢 康明



乙 東京都八王子市中野山王2-20-11  
株式会社ライフ  
代表取締役 白澤 達哉

